

山梨県公報

第一千五百五十七号

平成二十三年

八月八日

月 曜 日

目次

告示

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(四件)……………五二一
 建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………五三二

公告

一般競争入札について……………五三三
 建築業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十二件)……………五三四
 建築士法に基づく懲戒処分……………五三七
 基本測量の実施……………五三七
 開発行為に関する工事の完了について(二件)……………五三七

告示

山梨県告示第三百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六條第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八條第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十三年八月八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
上野原市	阿寺沢 1	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)

阿寺沢 2	急傾斜地の崩壊
腰掛の 2 1	急傾斜地の崩壊
腰掛の 2 2	急傾斜地の崩壊
腰掛の 2 3	急傾斜地の崩壊
腰掛 1	急傾斜地の崩壊
腰掛 2	急傾斜地の崩壊
腰掛 3	急傾斜地の崩壊
初戸 1	急傾斜地の崩壊
初戸 2	急傾斜地の崩壊
梅久保	急傾斜地の崩壊
坂本 1	急傾斜地の崩壊
坂本 2	急傾斜地の崩壊
小桐 1	急傾斜地の崩壊
小桐 2	急傾斜地の崩壊
小桐 3	急傾斜地の崩壊
芦瀬 1	急傾斜地の崩壊
芦瀬 2	急傾斜地の崩壊
沢渡	急傾斜地の崩壊
沢渡の 2	急傾斜地の崩壊

																	上野原市	
芦瀬 2	芦瀬 1	小桐 3	小桐 2	小桐 1	坂本 2	坂本 1	梅久保	初戸 2	初戸 1	腰掛 3	腰掛 2	腰掛 1	腰掛の2 3	腰掛の2 2	腰掛の2 1	阿寺沢 2	阿寺沢 1	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
																	次の図のとおり (図面省略)	れる衝撃に関する事項

																	沢渡	
小桐 の2 1	小桐	梅久保	真野 の2	真野 2	真野 1	腰掛 の2 2	腰掛 の2 1	腰掛	中群 2	中群 1	平野田 の2 ・平野田	阿寺沢 の3 2	阿寺沢 の3 1	阿寺沢 の2 2	阿寺沢 の2 1	阿寺沢	沢渡の2	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

小桐の2	小桐の2	急傾斜地の崩壊
小桐の1	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
坂本1	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
坂本2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
芦瀬	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
沢渡	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
沢渡の2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
阿寺沢	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
平野田	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
初戸	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
阿寺沢川	土石流	土石流
日寄沢	土石流	土石流
西沢1	土石流	土石流
西沢2	土石流	土石流
鶴窪沢の3	土石流	土石流
平野田沢1	土石流	土石流
平野田沢2	土石流	土石流

山梨県告示第三百十号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律

上野原市		市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 （図面省略）
飯尾の2	飯尾	飯尾の2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり （図面省略）
飯尾の3	飯尾	飯尾の3	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
飯尾の3	飯尾	飯尾の3	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
原	原	原	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
原の2	原の2	原の2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
原の2	原の2	原の2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
郷原	郷原	郷原	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
郷原の2	郷原の2	郷原の2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
下城	下城	下城	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
扁盃	扁盃	扁盃	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
扁盃の2	扁盃の2	扁盃の2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
田和	田和	田和	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年八月八日

一 土砂災害警戒区域

山梨県知事 横内正明

扁盃 の2	扁盃	下城	郷原	原 の2	原	飯尾 の3	飯尾 の2 3	飯尾 の2 2	飯尾 の2 1	飯尾	藤尾の2 3	藤尾の2 2	藤尾の2 1	藤尾の3	藤尾の1	六藤	田和の2	田和 2	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

飯尾川	大羽根沢	田和 の3	田和 の2 2	田和 の2 1	田和	扁盃 の3	扁盃 の2	扁盃	郷原	原 2	原 1	飯尾 の2	飯尾	藤尾 の2 3	藤尾 の2 2	藤尾 の2 1	藤尾	田和	
土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

飯尾 2	飯尾 1	藤尾 3	藤尾 2	藤尾 1	藤尾沢	藤尾西沢	六藤沢	上平沢	むじな沢	扁盃東沢	扁盃川	沖沢川 2	沖沢川 1	問頭沢川	久野毛沢	滝沢	方屋川 2	方屋川 1
地すべり	地すべり	地すべり	地すべり	地すべり	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

上野原市												市町村名			二 土砂災害特別警戒区域				
扁盃の2	扁盃	下城	郷原の2	郷原	原の2 2	原の2 1	原	飯尾の3 2	飯尾の3 1	飯尾	飯尾の2	土砂災害特別警戒 区域の名称	六藤 3	六藤 2	六藤 1	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	地すべり	地すべり	地すべり
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害特別警戒区域の表 示及び当該自然現象により 建築物に作用すると想定さ れる衝撃に関する事項							
次の図のとおり (図面省略)																			

扁盃	下城	郷原	原の2	原	飯尾の3	飯尾の2 3	飯尾の2 2	飯尾の2 1	飯尾	藤尾の2 3	藤尾の2 2	藤尾の2 1	藤尾の3	藤尾の1	六藤	田和の2	田和の2	田和の1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

方屋川 1	飯尾川	大羽根沢	田和の3	田和の2 2	田和の2 1	田和	扁盃の3	扁盃	郷原	原の2	原の1	飯尾の2	藤尾の2 3	藤尾の2 2	藤尾の2 1	藤尾	田和	扁盃の2
土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

方屋川 2	土石流
滝沢	土石流
久野毛沢	土石流
沖沢川 1	土石流
沖沢川 2	土石流
扁盃東沢	土石流
上平沢	土石流
六藤沢	土石流
藤尾西沢	土石流
藤尾沢	土石流

山梨県告示第三百一十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月八日

山梨県知事 横内正明

一 土砂災害警戒区域

甲州市	市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
一之瀬の5		急傾斜地の崩壊	次を図のとおり (図面省略)	

一之瀬の6	急傾斜地の崩壊
一之瀬の7	急傾斜地の崩壊
一之瀬の8	急傾斜地の崩壊
一之瀬の9	急傾斜地の崩壊
一之瀬の10	急傾斜地の崩壊
高橋の2	急傾斜地の崩壊
高橋の3	急傾斜地の崩壊
高橋の4	急傾斜地の崩壊
高橋の5	急傾斜地の崩壊
三之瀬の6	急傾斜地の崩壊
三之瀬の7	急傾斜地の崩壊
三之瀬の8	急傾斜地の崩壊
三之瀬の9	急傾斜地の崩壊
三之瀬の10	急傾斜地の崩壊

落合の5	落合の4	落合の3	藤尾の8	藤尾の7	藤尾の6	藤尾の5	藤尾の4	藤尾の3	藤尾の2	藤尾	高橋の13	高橋の12	高橋の11	高橋の10	高橋の9	高橋の8	高橋の7	高橋の6
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

作水沢	柳沢川右支2	柳沢川右支1	落合の21	落合の20	落合の19	落合の18	落合の17	落合の16	落合の15	落合の14	落合の13	落合の12	落合の11	落合の10	落合の9	落合の8	落合の7	落合の6
土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

甲州市		市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項															
一之瀬の6	一之瀬の5		滑の窪沢南2	土石流	次の図のとおり (図面省略)															
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		滑の窪沢南1	土石流																
			三之瀬西沢南	土石流																
			日向沢	土石流																
			クボノ沢	土石流																
			大岩沢	土石流																
			ワテノ沢	土石流																
			奥山	土石流																
			アカサカ沢	土石流																
			アカサカ沢南	土石流																
			山椒沢	土石流																
			ハヤブサ沢南	土石流																
			コトクサ沢西	土石流																
高橋の6	高橋の5	高橋の4	高橋の3	高橋の2		三之瀬の10	三之瀬の9	三之瀬の8	三之瀬の7	三之瀬の6	三之瀬の5	三之瀬の4	三之瀬の3	三之瀬の2	三之瀬	一之瀬の10	一之瀬の9	一之瀬の8	一之瀬の7	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

落合の6	落合の5	落合の4	落合の3	藤尾の8	藤尾の7	藤尾の6	藤尾の5	藤尾の4	藤尾の3	藤尾の2	藤尾	高橋の13	高橋の12	高橋の11	高橋の10	高橋の9	高橋の8	高橋の7
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

コトクサ沢	作水沢	柳沢川右支2	柳沢川右支1	落合の21	落合の20	落合の19	落合の18	落合の17	落合の16	落合の15	落合の14	落合の13	落合の12	落合の11	落合の10	落合の9	落合の8	落合の7
土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

ハヤブサ沢南	土石流
山椒沢	土石流
アカサカ沢南	土石流
アカサカ沢	土石流
奥山	土石流
ワテノ沢	土石流
大岩沢	土石流
クボノ沢	土石流
日向沢	土石流
三之瀬西沢南	土石流
滑の窪沢南1	土石流
滑の窪沢南2	土石流

山梨県告示第三百十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木整備部砂防課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月八日

一 土砂災害警戒区域

山梨県知事 横 内 正 明

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然	土砂災害警戒区域の表示
------	-------------	----------------	-------------

二 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
現象の種類	次図のとおり (図面省略)		
岩下の1	急傾斜地の崩壊		
岩下の2	急傾斜地の崩壊		
岩下の3	急傾斜地の崩壊		
岩下の1	急傾斜地の崩壊		次図のとおり (図面省略)
岩下の2	急傾斜地の崩壊		
岩下の3	急傾斜地の崩壊		

山梨県告示第三百十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定の年月日
平成二十三年八月八日
- 二 指定道路の位置
南アルプス市上今諏訪字後畑一三六三番一
- 三 指定道路の幅員
最大六・一六メートル 最小六・〇三メートル
- 四 指定道路の延長
六七・八五メートル

山梨県告示第三百十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二條第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定の年月日
平成二十三年八月八日
- 二 指定道路の位置
南アルプス市上今諏訪字後畑一三六三番一六
- 三 指定道路の幅員
最大六・〇メートル 最小六・〇メートル
- 四 指定道路の延長
四六・八九メートル

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年八月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 購入物品の名称及び数量
スクールバス（中型バス）二台
- 2 購入物品の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
- 3 納入期限
平成二十四年三月二十八日
- 4 納入場所
山梨県立かえで支援学校 山梨県甲府市東光寺二丁目二十五番一号
- 二 一般競争入札の参加資格
- 1 平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者

に必要な資格等（平成二十三年山梨県告示第百六十九号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

4 この公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。

5 納入しようとする物品に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できることを証明した者であること。

6 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（物品）のうち「車両」が登録されている者であること。

7 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇— 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部 管財課庁舎管理担当 電話〇五五 二二三 一三九二

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十三年八月十六日（火）までの、山梨県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成二十三年八月十九日（金）までの、県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所に提出する。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十三年九月十六日（金）午後二時
山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県民会館四階 四〇三会議室

5 郵便による入札書の受領期間及び場所

平成二十三年九月十五日(木)午後四時までに、山梨県総務部管財課庁舎管理担当(郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着する。

6 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので入札者は、契約希望金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、規則第九十九条に規定する契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九十九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 落札者が契約締結までの間に、二に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

6 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be procured:

2 units School Bus(medium)

2 Date and time of the tendering and bid opening:

2:00PM September 16, 2011

3 Bureau in charge:

Government Building Management Section, Property Management Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government
1-6-1 Marunouchi, Kofu, Yamanashi 400-8501 Japan
TEL 055-223-1392

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年八月八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十三年七月四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 日興木材工業株式会社

2 主たる営業所の所在地 北杜市長坂町長坂上条二千五十一番地

3 代表者の氏名 小宮山 浩之

三 許可番号 山梨県知事許可(般 二三)第五三三号

四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十三年六月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年八月八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十三年七月四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社樋口技建

2 主たる営業所の所在地 中央市浅利二千百九十九番地一

3 代表者の氏名 小宮山 晃司

三 許可番号 山梨県知事許可(般 二二)第七五三六号

四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十三年六月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年八月八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十三年七月四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 松本建築

2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津千九百三十三番地二

3 代表者の氏名 松本 貢

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第九〇九九号

四 処分の内容 屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十三年六月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年八月八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十三年七月十日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社大木塗装工芸

2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡南部町万沢四千七十番地

3 清算人の氏名 大木幸一

三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第五四八六号

四 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十三年六月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年八月八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十三年七月十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 松井組工友株式会社

2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町瀬戸百五十四番地

3 代表者の氏名 松井洋

三 許可番号 山梨県知事許可（般 二〇）第一三九五号

四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十三年七月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年八月八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十三年七月十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 渡辺工業

2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津千五百四十六番地八

3 代表者の氏名 渡邊讓二

三 許可番号 山梨県知事許可（般 二〇）第九三〇一号

四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十三年七月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年八月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年七月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 小松クリエートホーム
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市下今井三千三百三十六番地一
 - 3 代表者の氏名 小松幸夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第二七二四号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年六月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年八月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年七月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 住まいの渡辺
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町小立三千五百九十番地
 - 3 代表者の氏名 渡邊宏和
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二二)第九三五一号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年六月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年八月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年七月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 原産業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市中央二丁目八番六号
 - 3 代表者の氏名 原龍二
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二二)第九三三号
- 四 処分の内容 タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年七月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年八月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年七月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社丸藤工業
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市つる五丁目十三番三十七号
 - 3 代表者の氏名 近藤実
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第八四四八号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年七月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年八月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年七月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 水地建設工業所
- 2 主たる営業所の所在地 山梨市七日市場五百九十七番地
- 3 代表者の氏名 水地寛
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第八六五号
- 四 処分の内容 建築工業業及び大工工業業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年六月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年八月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年七月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社堤工業所
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市須玉町大藏千二百二十一番地
 - 3 破産管財人の氏名 井上 昌幸
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二二)第三九八五号
- 四 処分の内容 土木工業業、とび・土工工業業、石工業業、ほ装工業業及び水道施設工業業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年七月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建築士法に基づく懲戒処分

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十条第五項の規定により、二級建築士の処分をしたので次のとおり公告する。

平成二十三年八月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年七月二十九日
- 二 処分を受けた建築士の氏名 名取 眞一
- 三 建築士の別及び登録番号 二級建築士 梨第三四七四号
- 四 処分の内容 平成二十三年八月四日から十一月間の業務停止
- 五 処分の原因となった事実 山梨県内の建築物三物件について建築確認済証の偽造を

行い、一物件について検査済証の偽造を行い、五物件について所属していた建築士事務所の開設者兼管理建築士の名称を無断で借用し、報酬を得て、住宅等の設計及び確認申請等の代理業務を行ったこと。

● 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、平成二十三年七月二十一日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十三年八月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基本測量(基盤地図情報整備)
- 二 作業地域 甲府市及び南都留郡富士河口湖町
- 三 作業期間 平成二十三年九月十四日から平成二十四年三月三十一日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十三年八月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
都留市四日市場字田代辻三五の一、三七の一、三七の四、三八の一、四五の一、四五の二、四五の五、四七の三、四八の一、五〇の一、五〇の三、五〇の四、五〇の五、五一の二、五一の三、五一の二の一部、五二の三、五三の五及び五三の六の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上野原市松留四百六十五番地三 株式会社公正屋 代表取締役 井上 公正

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十三年八月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町河東中島字上河原一三二七の二、一三二七の三及び一三二七の一八

の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市国母三丁目十二番八号 内田 喜仁 内田 さとみ

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番